

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、事務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場から原動機付自転車（以下「原付バイク」という。）にて帰宅する途中、ガソリンスタンドに寄るため、通常の通勤経路を離れたところで、急に飛び出してきた子供の自転車と衝突し、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、C整形外科に受診し「左膝靭帯損傷、腰椎捻挫、両肩打撲」等と診断され、その後同月〇日、Dリハビリテーションに受診し、「右膝関節打撲傷」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で療養を継続した。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 本件は、前記第2のとおり、請求人が事業場から原付バイクで帰宅する途中、ガソリンスタンドに寄るため、通常使用する通勤経路を外れたところで、本件災害により本件傷病を負ったものと認められる事案である。
- (2) 請求人は、要旨、通常、事業場から帰宅する際には、①事業場のガレージからE通りを西へ走行し、②F-S Sを右折して北上し、③G通りを右折して東へ走行し、H通りを左折して北上し、自宅に向かう（以下「通常の通勤経路」という。）が、本件災害当日（平成〇年〇月〇日）については、①事業場のガレージからE橋通りを西へ走行し、②F-S Sを右折して北上するところまでは通常の通勤経路と同じであるが、同地点にてガソリンの不足に気付いたので、I-S Sで給油をしようと考え、③J小学校の南側道路を左折して西へ走行し、④一筋目の同小学校の西側道路を右折して北上するという通勤経路（以下「本件通勤経路」という。）を選択し、その後、本件災害に遭ったと述べている。

その上で、請求人は、要旨、①給油行為は、通勤に伴う「ささいな行為」として取り扱われるべきであり、また、合理的な経路は、必ずしも通常使用する通勤経路1つに限定されるわけではなく、給油行為のために本件通勤経路を利用したことは合理的な経路の逸脱には該当しないこと、及び②所定のガソリンスタンドで給油をするということではなく、どのガソリンスタンドでの給油も可能であったが、通勤経路上のF-S Sで給油をするためにはUターンをしなければならず、道なりに走行しやすいI-S Sで給油をした方が早いと思ったと主張している。

- (3) 決定書理由に説示するとおり、労災保険法第7条第2項は、「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所の間を合理的な経路及び方法により往

復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」と規定されており、また、同条第3項は、「労働者が前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」と規定されている。

また、「合理的な経路及び方法」とは、住居と就業の場所との間を往復する場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうと解されている。なお、行政実務上、労働者が通常、通勤の途中で行うような「ささいな行為」を行う場合には、逸脱又は中断として取り扱う必要はないとされている。

- (4) 以上を踏まえ、本件について検討すると、当審査会としては、原付バイク等で通勤する者が合理的な経路上又はその近くのガソリンスタンドで給油行為をすること自体は、通勤を継続する上で必要かつ合理的な行為であって、時間的にも短時間で済む行為であるので、通常通勤に付随するささいな行為であると思料するものである。しかし、請求人が原付バイクのガソリン不足に気付いた地点から〇m（監督署長意見書）南の通常の退勤経路上にF-S Sがあったにもかかわらず、同S Sを利用せずに、あえて、通常の退勤経路を外れて、ガソリン不足に気付いた地点から〇m（監督署長意見書）離れた位置にあるI-S Sに向かうことに関して合理的な理由を見いだすことはできず、請求人は合理的な経路から逸脱して本件災害に遭ったものといわざるを得ない。

また、請求人は、合理的な経路は一つに限定されず、当日は、合理的な経路を逸脱していないと主張しているが、当日、向かっていたI-S Sでこれまで給油したことはなかったと述べており、上記のとおり、本件退勤経路は、請求人が通行する通常の退勤経路からは明らかに外れていることから、合理的な経路に含まれるものとは考え難く、さらに、一件記録を精査するも、請求人が、ガソリン不足に気付いた時点で、Uターンして通常の退勤経路上のF-S Sに向かうことが困難であった事情は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

- (5) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は、

合理的な経路から逸脱したものであり、本件災害は通勤災害とは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。